

表6-10. Bonferroni 検定による多重比較の結果

従属変数	(I) 勤務先	(J) 勤務先	平均値の差 (I-J)	標準誤差	有意確率	95% 信頼区間	
						下限	上限
保護的・指導的志向	A施設	B施設	-.28305(*)	.07401	.000	-.4607	-.1054
		C施設	-.53684(*)	.08066	.000	-.7304	-.3432
	B施設	A施設	.28305(*)	.07401	.000	.1054	.4607
		C施設	-.25379(*)	.07796	.004	-.4409	-.0666
	C施設	A施設	.53684(*)	.08066	.000	.3432	.7304
		B施設	.25379(*)	.07796	.004	.0666	.4409
集団生活に対する負の側面の認識	A施設	B施設	.25135(*)	.07996	.005	.0594	.4433
		C施設	.69438(*)	.08729	.000	.4849	.9039
	B施設	A施設	-.25135(*)	.07996	.005	-.4433	-.0594
		C施設	.44302(*)	.08410	.000	.2412	.6449
	C施設	A施設	-.69438(*)	.08729	.000	-.9039	-.4849
		B施設	-.44302(*)	.08410	.000	-.6449	-.2412
利用者との距離の維持	A施設	B施設	.04366	.09250	1.000	-.1784	.2657
		C施設	.41725(*)	.10019	.000	.1768	.6577
	B施設	A施設	-.04366	.09250	1.000	-.2657	.1784
		C施設	.37359(*)	.09626	.000	.1425	.6046
	C施設	A施設	-.41725(*)	.10019	.000	-.6577	-.1768
		B施設	-.37359(*)	.09626	.000	-.6046	-.1425
職員中心の関わり	A施設	B施設	.23796(*)	.05580	.000	.1040	.3719
		C施設	.47321(*)	.05991	.000	.3294	.6170
	B施設	A施設	-.23796(*)	.05580	.000	-.3719	-.1040
		C施設	.23524(*)	.05838	.000	.0951	.3754
	C施設	A施設	-.47321(*)	.05991	.000	-.6170	-.3294
		B施設	-.23524(*)	.05838	.000	-.3754	-.0951
強圧的関わり	A施設	B施設	-.17406(*)	.05140	.002	-.2975	-.0507
		C施設	-.36961(*)	.05576	.000	-.5034	-.2358
	B施設	A施設	.17406(*)	.05140	.002	.0507	.2975
		C施設	-.19555(*)	.05400	.001	-.3252	-.0659
	C施設	A施設	.36961(*)	.05576	.000	.2358	.5034
		B施設	.19555(*)	.05400	.001	.0659	.3252
合理化による地域移行への否定	A施設	B施設	.37837(*)	.07727	.000	.1929	.5638
		C施設	.78573(*)	.08495	.000	.5818	.9897
	B施設	A施設	-.37837(*)	.07727	.000	-.5638	-.1929
		C施設	.40737(*)	.08219	.000	.2101	.6047
	C施設	A施設	-.78573(*)	.08495	.000	-.9897	-.5818
		B施設	-.40737(*)	.08219	.000	-.6047	-.2101
地域移行への積極的な姿勢	A施設	B施設	.43788(*)	.07144	.000	.2664	.6094
		C施設	.67804(*)	.07890	.000	.4887	.8674
	B施設	A施設	-.43788(*)	.07144	.000	-.6094	-.2664
		C施設	.24016(*)	.07615	.005	.0574	.4229
	C施設	A施設	-.67804(*)	.07890	.000	-.8674	-.4887
		B施設	-.24016(*)	.07615	.005	-.4229	-.0574
地域移行の負の結果への危惧	A施設	B施設	.68858(*)	.09287	.000	.4657	.9115
		C施設	1.14925(*)	.10188	.000	.9047	1.3938
	B施設	A施設	-.68858(*)	.09287	.000	-.9115	-.4657
		C施設	.46067(*)	.09775	.000	.2261	.6953
	C施設	A施設	-1.14925(*)	.10188	.000	-1.3938	-.9047
		B施設	-.46067(*)	.09775	.000	-.6953	-.2261

* 平均の差は .05 で有意

また、等分散性が確保されていない変数である「利用者の主体性の促進」については、Tamhane 検定を用いて多重比較を行ったところ、A施設とC施設、B施設とC施設の間に有意差が見られた（表6-11参照）。

表6-11. Tamhane 検定の結果：利用者の主体性の促進

(I) 勤務先	(J) 勤務先	平均値の差 (I-J)	標準誤差	有意確率	95% 信頼区間	
					下限	上限
A施設	B施設	.06759	.08841	.829	-.1444	.2796
	C施設	1.13028(*)	.08735	.000	.9207	1.3399
B施設	A施設	-.06759	.08841	.829	-.2796	.1444
	C施設	1.06269(*)	.09150	.000	.8432	1.2822
C施設	A施設	-1.13028(*)	.08735	.000	-1.3399	-.9207
	B施設	-1.06269(*)	.09150	.000	-1.2822	-.8432

* 平均の差は .05 で有意

以上のように、全ての因子について勤務先施設による有意差が見られた。今回の調査対象である3施設は、設置主体（国立、公立、社会福祉法人）がそれぞれ異なっている。また、職員の経験年数や年齢層、雇用形態別（常勤・臨時）などの比率にも違いがあり、それらの要素が勤務施設間の差異につながったことも考えられる。

さらに、上述の基本属性だけでなく、施設の基本理念や運営方針、地域移行への取り組みの進捗にも違いがあり、これらも職員の意識に影響を与えていると考えられる。

7. まとめと考察

地域移行に関する意識を調査するために、[利用者の施設生活に関する意識]、[職員の利用者への関わり]、[利用者の地域移行に関する意識]の3つのスケール設定をし、それぞれ以下の下位概念に分けられるものと想定し、質問項目を作成した。

[利用者の施設生活に関する意識]

- A 施設生活の否定性
- B 利用者と職員との距離感
- C 施設生活の肯定性
- D 職員の指導・保護的役割
- E 地域生活支援の困難性
- F 利用者に対する子ども扱い
- G 利用者の主体性の尊重

[職員の利用者への関わり]

- A 利用者のプライバシーの尊重／無視
- B 利用者の主体性の尊重
- C 抑圧的な姿勢
- D 職員の都合優先

[利用者の地域移行に関する意識]

- A 入所施設の必要性
- B 地域移行の限定性
- C 施設主導型の地域移行
- D 地域移行に対する肯定性・積極性

以下に、因子分析の結果をまとめた。

[利用者の施設生活に関する意識]

- 第1因子・保護的・指導的志向
- 第2因子・集団生活に対する負の側面の認識
- 第3因子・利用者との距離の維持

[職員の利用者への関わり]

- 第1因子・利用者の主体性の促進
- 第2因子・職員中心の関わり
- 第3因子・強圧的関わり

[利用者の地域移行に関する意識]

- 第1因子・合理化による地域移行への否定
- 第2因子・地域移行への積極的な姿勢
- 第3因子・地域移行の負の結果への危惧

下記 A~D 毎に、これらの因子と基本属性との関係を探るために、カテゴリーが 2 つのものについては t 検定を、2 つ以上ものについては分散分析を行った。

- A. 業務経験
- B. 雇用形態
- C. 勤続年数
- D. 勤務先施設

利用者の施設生活についての意識では、第 1 因子・「保護・指導的志向」は、[地域生活支援業務の経験のみ] の職員の方が [入所施設の経験のみ] の職員より高かった。当初、地域生活支援業務を経験した職員の方が、保護的・指導的な志向は低くなるのではないかと推測していたが、実際には [地域生活支援の経験のみ] の職員の方が、入所施設の業務を経験した職員より保護的・指導的な志向が高いという結果であった。また、この因子については、正規職員より臨時職員の方が高く、勤務年数では [20 年以上の職員] より [10 年未満の職員] の方が高かった。地域移行と地域生活支援業務に関わっている職員のうち、正規職員でない職員は 47.8% で半数に近くなっている。また、臨時職員の 74.2% は経験年数 3 年未満である。つまり、勤続年数の少ない職員や臨時職員の保護・指導的な志向が高く、これらの職員が施設よりも多く地域生活支援に従事しているため、業務経験による有意差につながったとも考えられる。また、第 2 因子・「集団生活に対する負の側面の認識」については、A. 業務経験と C. 勤続年数との間に有意差が認められた。[地域生活支援業務の経験のみ] の職員より [入所施設の経験のある職員] が、勤続年数では 10 年未満の職員より 20 年以上のいわゆるベテラン職員の方が高かった。

職員の利用者への関わりについては、第 1 因子・「利用者の主体性の促進」は、当初は個別の支援を必要とされる地域生活支援の経験のある職員の方が高くなるのではないかと推測していたが、実際は入所施設の経験のみの職員の方が高かった。また、第 3 因子・「強圧的関わり」についても、入所施設の経験のみの職員より地域生活支援の経験のみの職員の方が高かった。しかし、第 2 因子・「職員中心の関わり」については、入所施設の経験のみの職員より、地域生活支援の経験のみの職員の方が高かった。このことから、地域生活支援に携わる経験年数の短い職員の利用者に対する関わりについて課題があると考えられる。また、利用者の主体性の促進は、単に利用者の生活が入所施設から地域の住まいへ変わることによって促進されるのではなく、職員の意識を変えていくための研修などの取り組みが必要である。

利用者の地域移行に関する意識では、「合理化による地域移行への否定」と「地域移行の負の結果への危惧」は、地域生活支援の経験のない入所施設の経験のみの職員より、地域生活支援の経験のある職員の方が低かった。このことから、地域生活支援の業務に実際に携わることによって、地域移行へのためらいが少なくなると考えられる。しかし、「地域生活への積極的な姿勢」については、入所施設の経験のみの職員の方が高かった。つまり、入所施設の業務にしか携わったことのない職員も、利用者の地域の住まいへの移行については積極的に推進するべきだと受け止めている。ただ、実際の地域移行に際しては、具体的な援助場面によ

る経験がないことによるためらいや不安があると考えられる。

D. 勤務先施設と因子との間には強い関係が認められ、勤務する施設によって職員の意識に違いがあることがわかった。今回の調査は、国内において利用者の地域移行に取り組んでいる代表的な3施設に所属している職員を対象として実施したものであった。これら3施設は、設置主体や運営形態、理念、運営方針等に違いあり、それが職員の意識にも違いを与えていると考えられる。ゆえに、今回対象とした3施設の結果のみをもって、全国的な状況に一般化することはできない。今後、全国的な規模で、同様の職員の意識調査を行うことが課題である。

以上の結果から、職員の意識と地域生活支援業務の経験、雇用形態や勤務年数といった基本属性との間には関係があることがわかった。利用者の入所施設から地域の住まいへの移行については、積極的に促進していこうという意識は見られる。しかし、移行の過程や移行後の生活において、利用者の主体性を尊重し促進していくための職員の意識には課題もある。

地域生活支援業務に携わることによって、地域移行へのためらいの意識は低くなる。入所施設から地域への移行を進めることにより、職員の地域移行に対する抵抗感や危惧は低減するのである。その一方で、地域生活支援業務に携わっている職員の利用者の支援についての意識は、必ずしも高いとは言えない。特に、保護的・指導的な意識が強かったり、強圧的な関わりの傾向が高かったりするのには地域生活支援業務しか経験のない職員であった。この中には臨時職員や勤続年数の短い職員が多く含まれている。入所施設という限られた空間における支援と違い、地域の中に分散した個別の生活の支援のためには、より多くの人的な支援が必要となる。そのために臨時職員の比率を増やして、職員の頭数を増やすことが求められていることは推測できる。また、短期間の雇用による職員研修の難しさもあるだろう。しかし、入所施設から地域の住まいへ移行することの本来の目的は、「特殊な場所」での画一的な生活から、「ふつうの場所」でのその人らしい個別の暮らしを実現していくことである。そのためには、日常のあらゆる場面において利用者の主体性が尊重・促進されるべきである。その支援に携わる職員の意識を高めていくことが必要であり、そのための研修のあり方についても検討されなければならない。

地域移行と地域生活支援システムに関する研究(2)

分担研究者 杉田 穂子 立教女学院短期大学助教授

研究要旨

本研究では、2つの調査を報告している。「地域移行先進3施設の取り組みから見る日本における地域移行・本人支援・地域生活支援システムの実態と課題」では主に知的障害をもつ本人について、「脱施設化時代の自立生活支援のあり方とその課題」では主に身体障害をもつ本人について調査を行った。障害をもつ人の語りから、入所施設のもつ問題や今後の地域生活支援システムやサービス提供に在り方に関する課題が見えてきた。

A. 研究目的

地域移行先進3知的障害者施設の取り組みから地域移行・本人支援・地域生活支援システムの実態と課題を明らかにすること。さらに、身体障害者療護施設を退所した方々からの語りを拠り所に、脱施設化時代の自立生活支援のあり方とその課題を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

調査は、3知的障害者施設（宮城・群馬・長崎）においては2003年7月～2004年2月、身体障害者（東京・兵庫）においては2004年8月～11月に行われ、面接法が採用された。予め準備したインタビューガイド（個別情報、地域の住まいへの移行プロセス、居住状況、日中活動、余暇活動、会議への参加、対人関係、自己理解・自己決定、地域生活支援システムなどの質問項目を盛り込んだもの）に沿って、一人ずつ面接形式で行われた。

C & D. 結果と考察

「地域移行先進3施設の取り組みから見る日本における地域移行・本人支援・地域生活支援システムの実態と課題」では、地

域移行を実践している3つの施設の比較を試み、入所施設と地域生活の比較、入所施設から地域への移行のプロセス、現在の生活状況について報告し、それぞれの施設に取り組みの差があることを示した。さらに3施設共通の課題として職員と本人の関係性が地域移行後も変わらず上下関係にあること、グループホーム生活には集団行動化の危険性があることなど、地域移行後も多くの課題があることを報告した。これらの課題に対しては、職員の意識の変革、地域生活支援システムの変革、グループホームでの個別支援体制の強化の必要性を挙げている。

「脱施設化時代の自立生活支援のあり方とその課題」では、入所施設のもっている「全制的施設」の側面、つまり生活があらゆる局面において、全体性の論理によって決定され、運営されているようなあり方について、インタビューの事例を示しながら、隔離、管理されるモノとしての身体、身体と時間の管理、個の喪失、セクシュアリティ、施設における「自立」観、施設に暮らす人たちのさまざまな態度、の7つの観点から考察している。そして脱施設化を促すためには①障害をもつ本人の内面を変化さ

せるエンパワーメントを行っていくこと、
②施設に依存せず、地域で暮らしていけるだけの資源の確保とそれをコーディネートしていく「ケアマネジメント」の重要性を指摘している。そして脱施設化時代に求められる支援としては「ニード」ではなく「願望」に基づく支援であること、専門家至上主義の排除を目指さなければならないこと、そして最終的にはセルフケアマネジメントや直接給付システムの導入の必要性を挙げている。

E. 結論

障害をもつ人を支援するサービスというものは、「障害をもつ人」の思いや願いを叶えるためのサービスでなければならない。

あるいはその人たちの人生に豊かさをもたらすものでなければならない。そのあたり前のことが今までは行われずにきた。障害をもつ人の思いや願いを知るためには、障害をもつ人に尋ね、その語りを丁寧に聴くという作業から私たちは学んでいかなければならない。本報告はなによりもそのことを大切にしたい。だれもが今を生きている。

「2011年度までに約7%の1万人を削減する」という数値目標をもっと加速させるために、障害をもつ人の語りからみえてきた入所施設のもつ問題、今後の地域生活支援システムやサービス提供に在り方に関する課題について多くのことを読み取っていく必要がある。

地域移行先進 3 施設の取り組みから見る

地域移行・本人支援・地域生活支援システムの実態と課題

杉田穂子・孫良・遠藤美貴・蜂谷俊隆・竹端寛・鈴木良・三宅亜津子
朝田千恵・麦倉泰子・大多賀政昭・河東田博

私たちは、2003 年度、わが国で初めて「解体宣言」を行った県立の B 施設、この解体宣言に息吹きを与え早くから地域移行に取り組んでいた民間の C 施設、さらに国立施設として初めて大幅な地域移行計画を打ち出した A 施設において、2 日間の生活体験をし、その後障害をもつ本人（以下本人と略す）、家族、職員を対象にインタビュー調査をする機会を得た。それらの結果を基に 3 施設での本人たちの現在の地域生活状況を評価し、その課題を示し、さらに入所施設の意義について考えていく。さらに今後の知的障害をもつ人の地域生活支援システムやサービスについて述べる。

1、3 施設の概要

今回調査した 3 施設の概要について示したのが表 1 である。A 施設は、国によって運営されてきたが、2002 年独立行政法人に移行した。開設は 1973 年で、独立行政法人へ移行と同時に、地域移行の取り組みも始められた。しかし実際には 2003 年度の調査時までには施設から地域へ移行した人はひとりもない。B 施設は、県福祉事業団によって運営されている。開設は、A 施設と同じ 1973 年であるが、地域移行の取り組みは約 10 年前の 1995 年に始められている。C 施設は、社会福祉法人によって運営されている。3 施設の中では、開設は最も遅い 1978 年であるが、地域移行の取り組みは一番早く約 20 年前の 1986 年から開始されている。当時県の単独事業として始まった生活ホームの取り組みは現在の地域生活援助事業（グループホーム事業）として国に認められ、全国に広がっている。

表 1：3 施設の概要

	A 施設	B 施設	C 施設
運営主体	独立行政法人	県福祉事業団	社会福祉法人
開設年	1973 年	1973 年	1978 年
地域移行開始時期	(2002 年)	1995 年	1986 年

調査時の利用者の生活の場（表 2）をみると、A 施設では 487 人と多くの方が入所施設で暮らしている。それに対し、B 施設では入所施設の利用者も 478 人と多いが、地域自立訓練棟に 52 人、グループホームに 80 人と多くの方が地域に住んでいる。さらに C 施設では入所施設で暮らしている人は 40 人と少なく、最も多いのがグループホームの 156 人、さらに単身アパートで生活する人が 18 人、結婚してアパートで生活している人が 33 人であった。

表 1 の開設年と表 2 の利用者の生活の場を見ると、開設の最も遅い C 施設が、最も地域

移行の取り組みの成果を挙げていた。このことから地域移行の取り組みの成果は、施設の歴史の長さとは関係なく、施設がどのような方向性をもって運営されてきたか、つまり施設の責任ある立場の人がどのような理念や人間観によって施設を運営してきたかによって、大きく左右されることがわかる。

表 2 : 3施設での利用者の生活の場 (2003年度の各施設の資料による)

	A施設	B施設	C施設
入所施設	487人	478人	40人
施設内自立訓練棟	10人	14人	8人
通勤寮	0人	0人	40人
地域自立訓練棟	0人	52人	60人
グループホーム	0人	80人	156人
単身アパート	0人	0人	18人
結婚アパート	0人	0人	33人
(在宅)			(163人)
総計	497人	624人	355人

2、調査の内容と対象

今回の調査で私たち研究グループのメンバーは、3施設それぞれで、2日間の生活体験をした。その後本人、職員、家族を対象にインタビュー調査をした。今回の報告では、その調査の中から主に本人へのインタビュー結果を中心に報告する。

表 3 : 3施設でのインタビュー対象者人数

	A施設	B施設	C施設
本人	20人	40人	30人
職員	10人	10人	10人
家族	7人	10人	9人

3、現在の地域生活と以前の施設生活の比較

今回の調査で、施設から地域に移行した本人に「現在の地域生活と以前の施設生活のどちらの方が良いですか」と伺ったインタビュー結果が表4である。「以前の施設生活の方が良い」とした人はひとりもいなかった。本人たちの幸せを支援するのが福祉の役割であるならば、私たちがやるべき方向を、本人たちがはっきりと示している。地域移行を押し進めることは、「職員」や「親」の希望中心の施設福祉から「本人」の希望中心の地域福祉への転換であるといえる。

職員や親の調査からも大半の方は、本人たちが生き生きと地域で生活をする姿をみて、地域移行の重要性を認識されていったことがわかった。しかしA施設では、まだ実際に施設内自立訓練棟で生活する本人たちの様子を直接知らない一部の職員から「(地域移行について)特別な取り組みはしていないが、本人に意思確認をすると行きたくないという。」「こ

の仕事場を守ってくれといたい」「今さら地域移行？散歩もひとりでできないのに。（地域移行できるのは）地域にある便利さを使いこなせる人だけにある」といった意見が聞かれた。しかし本人の気持ちを汲み取れる職員であれば、今後地域移行がなされ、本人の様子をみていくなかで、このような考え方に変化がみられてくると予想される。

表4 「現在の地域生活と前の施設生活のどちらの方が良いですか」

	A施設	B施設(34人中)	C施設(25人中)
現在の地域生活の方が良い	該当者なし	32人	20人
以前の施設生活の方が良い	該当者なし	0人	0人
その他	該当者なし	2人	5人

4、施設から地域への移行プロセス

3施設での施設から地域への移行のプロセスについて示したのが表5である。どの施設でも引っ越し前は「引っ越しの説明、見学」を行っていた。またB施設、C施設では、「家具などの購入を職員と共に行う」「宿泊体験」を実施していた。このような具体的な取り組みは本人の引っ越し後の生活イメージ作りに役立っており、不安感を軽減していた。3施設の中で、C施設の取り組みは単身や夫婦でのアパートの暮らしを視野にいれており、より進んだ取り組みといえる。

表5 施設から地域への移行プロセス

A施設	B施設	C施設
入所施設	入所施設	入所施設
▽説明・見学	▽説明・見学・体験	▽説明・見学・体験
施設内自立訓練棟	施設内自立訓練棟	施設内自立訓練棟
	▽説明・見学・体験	▽説明・見学・体験
	地域自立訓練棟	地域自立訓練棟
	▽説明・見学・体験	▽修了考査・説明・見学・体験
	グループホーム	グループホーム
		▽本人のアパート探し支援
		単身アパート
		▽結婚への支援
		夫婦アパート

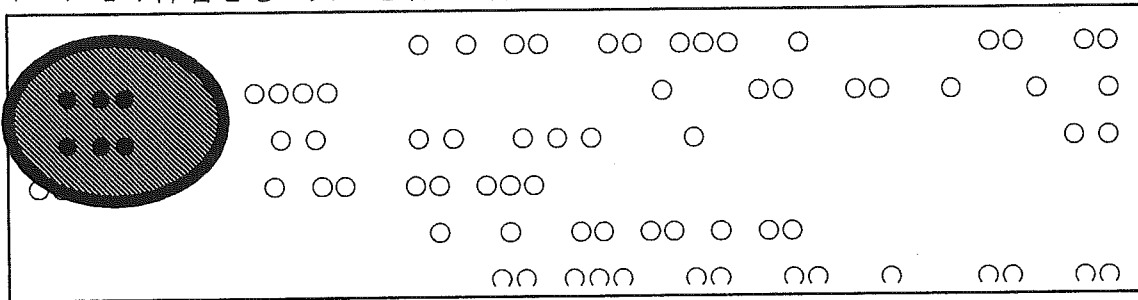
一方で、3施設に共通していたのは、「移行候補者、時期、場所、共同入居者、移行後の引っ越し」の決定に対して、本人はほとんど関与しておらず、職員や施設側が決定していた。このような生活に関する重要な事項について、本人の希望を尊重していくことが大切である。このような状況にもかかわらず、施設から地域への移行プロセスは本人たちほぼ全員にとって「とてもうれしい」こととして捉えられていた。それは施設生活が本人たちにとってたいへん否定的なものだったからである。A施設やB施設の本人は「とても退屈

だった」「規則や指導がきびしかった」と答えた。C施設の本人は「厳しい罰が与えられた」「思い出したくもない」「とても忙しかった」と答えた。私たちも3施設でそれぞれ2日にわたり生活体験をさせていただいたが全く同じ感想をもった。

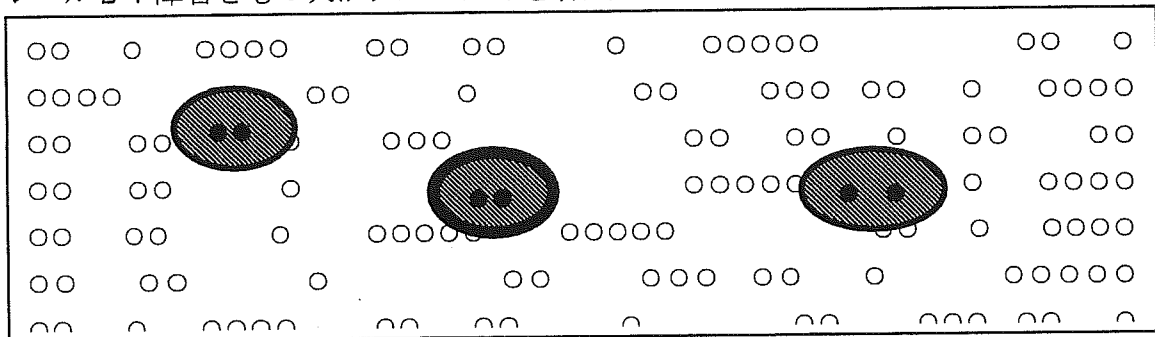
5、現在の生活状況

現在の生活状況の評価には図1の3つのレベルを用いた。

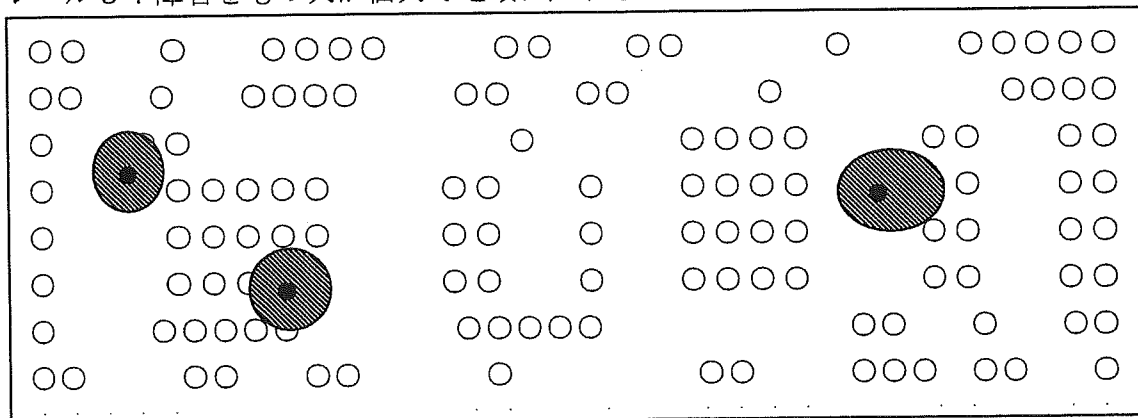
レベル1：障害をもつ人が地域から離されている状態



レベル2：障害をもつ人がグループで地域に入り込んでいる状態



レベル3：障害をもつ人が個人で地域に入り込んでいる状態



(●：障害をもつ人、○：地域で生活している人、●：職員)

図1：障害をもつ人の地域生活モデル

レベル1は「障害をもつ人が地域から離されている状態」、レベル2は「障害をもつ人がグループで地域に入り込んでいる状態」、レベル3は「障害をもつ人が個人で地域に入り

込んでいる状態」である。この評価基準に基づいて、調査対象となった本人の現在の生活状況を「生活の場」「日中活動の場」「余暇活動」の3要因でみていく。

「生活の場」(表6)について、A施設はレベル1の段階であった。B施設はレベル2の段階であった。C施設はレベル2から3の段階であった。

表6 「生活の場」

	生活の場	A施設(20人)	B施設(40人)	C施設(30人)
レベル1	入所施設	10人		
	施設内自立訓練	10人		
レベル2	地域自立訓練棟		20人	10人
	グループホーム		20人	12人
レベル3	単身アパート			4人
	夫婦アパート			4人

「日中活動の場」の結果を表7に示してある。

表7 「日中活動の場」

	日中活動の場	A施設(20人)	B施設(40人)	C施設(30人)
レベル1	なし(ホーム内)	1人	11人	
	施設内作業所	19人	20人	1人
レベル2	デイサービス			1人
	通所授産			6人
	福祉工場			9人
レベル3	援護就労			3人
	一般就労		9人	10人

A施設はレベル1の段階であった。B施設もレベル1の人がほとんどであった。生活場所が地域に移行したため、移行前は施設内作業所で活動していたが、移行後は日中活動の場がなく、一日中ホームにいるという人も多かった。そのような人たちは「やってみたいこと」として、「掃除、洗濯、ドライブ」などを挙げていたが、職員に言っても、「危ない」「職員が足りない」「費用がない」などの理由で「やらせてもらえない」とのことであった。また地域で生活していても毎朝、施設専用バスに乗って、日中は施設内作業所に通う人も多かった。一部の能力の高い人だけが一般就労し、レベル3であった。つまり中・重度の障害をもつ人が地域で活動をしていくための支援や工夫はみられなかった。一方C施設ではほとんど全員が地域での日中活動の場を保障されていた。レベル2では、障害が重い人や高齢の人に対しては、デイサービスや通所授産施設が用意されていた。障害が中・軽度の人には月10万円程度の給料が支払われる福祉工場が2つ運営されていた。レベル3では障害の重い人のために、援護就労という形をとっていた。援護就労とは、給料は1万円

程度であるが、一般の企業や農家での手伝いをするというものである。障害の軽度の人是一般就労していた。このように障害の重い人も軽い人もグループや個人で地域に入り込んでいくための場所づくりを工夫し、作り出していることが伺えた。

「余暇活動」(表8)について、A施設は多くの人がレベル1にあり、余暇も施設内で掃除をしたり、テレビをみて過ごしていた。レベル2の7人の回答内容は「職員、ホームの仲間と一緒に車で買い物やビデオを借りに行くこと」であり、本人たちの唯一の楽しみになっていた。生活の場が町から離れた場所にあり、車での移動を余儀なくされるため、外出の機会は大きく制限されていた。B施設でも多くの方はレベル1で、余暇もホーム内で掃除をしたり、テレビをみて過ごしていた。レベル2の14人の回答内容は「職員、ホームの仲間と一緒に週に1回程度散歩や買い物に行く」というものであった。生活の場は地域にありながらも、余暇を支援するのは1人の職員や世話人に限られているため、散歩や買い物の外出は同じグループホームの仲間全員と行かなければならず、回数も限られたものになっていた。障害が軽く一般就労している人たちはレベル3に達しており「一人で自転車に乗って買い物に行く」など自由に地域生活を楽しんでいる姿が伺えた。しかしここでも障害の中・重度の人が地域で余暇を楽しめるような工夫や支援はみられなかった。一方C施設では、多くの方はレベル2から3に達しており、障害をもつ人たちがグループで地域の中でサークル活動(指導には職員や地域の人がかかわっていた)やボランティア活動を行っていた。特にサークル活動は楽しい様子が伺え、手話を習っている人たちは手話ソングを披露してくださった。日中活動から帰るとすぐサークル活動に行くという人も多く、本人たちの楽しみのひとつになっていた。

表8 「余暇活動」(複数回答)

	余暇活動	A施設	B施設	C施設
レベル1	なし(ホーム内ですぐす)	12人	18人	2人
	施設内のサークル活動に参加する	2人		
レベル2	グループ公共施設を利用する	7人	14人	
	グループで地域でサークル活動をする			9人
	グループで地域でボランティア活動をする			3人
	グループで地域の行事に参加する			5人
レベル3	個人で公共施設を利用する		7人	17人
	個人で地域のサークル活動に参加する		1人	
	個人で地域の行事に参加する			

全体的(表9)にA施設はレベル1の状態にあり、障害をもつ人が地域から離された状態にあった。B施設は生活の場についてレベル2の状態にあるが、実際の生活(日中活動の場や余暇活動)はレベル1の状態にあり、地域から離された状態にあった。一部の障害が軽く一般就労している人たちだけがレベル3に達し、自由に地域での生活を楽しんでいた。つまり障害の中・重度の人がグループや個人で地域に入り込んでいけるような支援や工夫はみられなかった。一方C施設ではレベル2から3の状態にあり、障害が重くても、

グループや個人で地域に入り込んでいけるような支援や工夫をしていることが伺えた。

表9 3施設の地域生活の評価

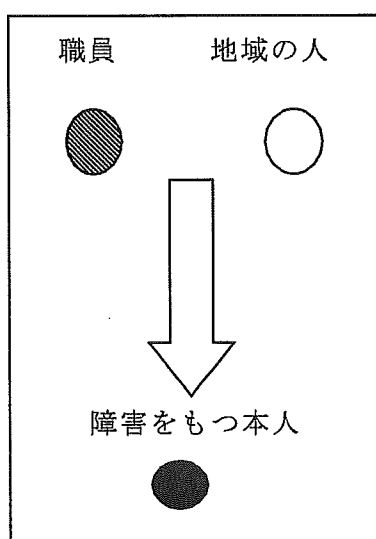
	A施設	B施設	C施設
レベル1	生活の場 日中活動の場 余暇活動	日中活動の場 余暇活動	
レベル2		生活の場	生活の場 日中活動の場 余暇活動
レベル3		(軽度の人のみ 日中活動の場 余暇活動)	生活の場 日中活動の場 余暇活動

6、現在の地域生活の課題

(1)「本人」と「職員・地域の人」との上下関係

今回の調査で一番疑問が残ったのは、地域生活を送っている本人たちと職員、地域の人との人間関係についてである。2002年にだされた障害者基本計画の基本方針には「21世紀にわが国がめざすべき社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とする必要がある。共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の基に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する」となっている。

①上下関係



②対等な関係

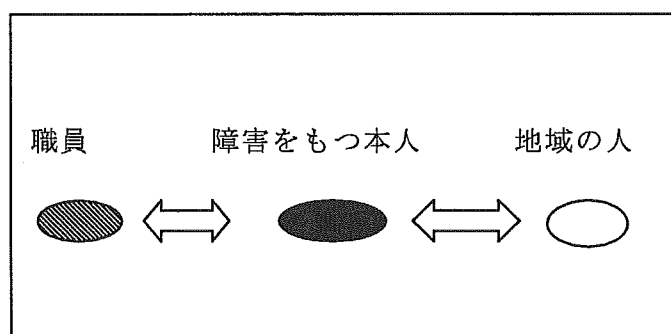


図2：地域で生活している障害をもつ本人と職員、地域の人との関係

今後の社会福祉サービスは、利用者の意向を尊重し、さらに利用者とサービス提供者の関係は対等な関係が求められていると思われる。今後は本人、職員、地域の人が対等な関係になること（図2の②）も視野にいたれた取り組みや支援システムが必要であると思われる。

今回対象になった施設では、地域生活を豊かにするためにさまざまな工夫がなされていた。しかし実際の生活の様子やインタビューの結果から人間関係をみると、本人と職員との関係は上下関係にあることがわかった（図2の①）。ある施設を例にとると、移行プロセスにおいて、「移行候補者、時期、場所、共同入居者、移行後の再度の引っ越し」の決定に対して、本人はほとんど関与しておらず、職員や施設側が実質的に決定していた。そして生活場所や日中活動の場に不満があっても「言い出せない」と語っていた。またグループホーム内には起床・就寝・帰宅時間、挨拶、喧嘩をしない、禁酒、担当者への連絡など様々な規則があった。規則については「守るのが大変」と語る人もいたが「規則は守らなければならないもの」「コロニーと同じ」という人も多かった。アパートで暮らしている人でさえも「買い物に行く前や就寝前に、支援センターに電話すること」が義務づけられていた。このようなことからサービスは本人の意向を尊重したものになっていなかった。また本人たちの多くは職員を「先生」と呼んでおり、職員との関係は上下関係になっていることがうかがえた。

また地域の人との関係においても、本人活動の目標を「地域の人に受け入れてもらうためのボランティア活動をする」や「地域で不審者と間違われぬような格好や身なりをしていく」ことに決める等、「本人たちが地域に合わせていく」姿勢ばかりがみられた。職員も「本人への希望」として「みんなにかわいがられる人になってほしい」「周囲に好かれること」を掲げている。地域に受け入れられ、適応していくためにはこのような姿勢はある程度必要なのかもしれない。しかしこれでは、本人と地域の間関係はいつまでも上下関係であり、地域の中で本人一人ひとりの「自分らしさ」は発揮できないのではないだろうか。障害者基本法第5条には国民の責務として、「国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するようつとめなければならない」とされている。「本人たちが合わせていく」だけではなく、「地域の人に理解してもらおう」取り組みも必要ではないだろうか。

（2）グループホームでの生活の集団行動化

入所施設では、一人ひとりのニーズを受け止めることができず、生活の場でさえも日課が決められ、本人たちが自分の意思とは関わりなく集団で行動を規定されてきたという側面があった。しかし今回の調査で、実際には地域に移行しグループホームで生活しても、1人の職員や世話人の支援だけでは必ずしも一人ひとりのニーズに応えられているわけではないという実態が浮かび上がってきた。例えばB施設では障害の中・重度の方も多くグループホームで生活しておられた。しかし日中活動の場もなく、余暇活動の場もなく、ただ1日中ホームにいるという方も少なくなかった。そのような方たちは一人での外出には危険が伴うため、外出の際には、1人の職員とホームの仲間全員で外出を行っているという実態が明らかになった。全員で行かなければならないため、一人でも体調が整わないと行けなかったり、また行きたくなくても行かなければならないのである。また彼らは「やってみたいこと」として、「掃除、洗濯、ドライブ」などを挙げていたが、職員に言っても、

「危ない」「職員が足りない」「費用がない」などという理由でやらせてもらえないとのことであった。つまりグループホームに移行しても、一人の世話人や職員では、集団での日課によって生活させられているという一面が明らかになった。

(3) 入所施設の意義の問い直し

今回調査をさせていただいた3施設では、地域移行の取り組みについて、大きな差があった。しかし「地域移行は始まっている」という点では共通している。もう一つの共通点は、どの施設でも依然として「入所施設」が存在していることである。しかし入所施設は将来的にはいずれも解体や消滅に向けて動きだしている。(表10)。まずA施設では国の方針に従って、3割から4割の入所者を地域に移行させ、新規入所者を受け入れず、自然消滅を待つという形態である。B施設は県福祉事業団の方針に従って、2010年までに入所者全員の地域移行をめざすという形態である。C施設は、調査時には入所施設を通過施設として位置付けていた。しかし2004年度より「入所施設解体委員会」を設置し、委員会報告を受け解体を決定。解体に向けて動き出している。

C施設では全県を視野にいれた地域生活支援を展開しており、県内には4つの地域生活支援センターがあった。私たちはC施設の入所施設がある県南だけでなく、県の中央でも調査をした。その時ある職員はインタビューの中で、「県南と違って、県中央では、入所施設を経ないで、在宅から能力開発センターを経て、直接グループホームへ入ってくる若い人たちがいて新しい流れをつくっている。例えば、入所施設を経て来た人たちは就寝時間が決められていて当たり前という意識をもっていただけなのに、彼らが入って来て寝る時間をなぜきめなければならないのかという意見がでたりして、グループホームでの生活がよりノーマルになってきている」という話を伺った。入所施設は障害者自立支援法の中で、障害者支援施設(居住部分のみ)に位置付けられている。しかし前述したような職員のインタビューの話を総合すると、「入所施設の果たす役割や意義はどのようなことなのか」の問い直しを行う時代がきたのではないだろうか。

表10 3施設での入所施設の位置付け

施設	A施設	B施設	C施設
方針	2003年8月「国立コロニー独立行政法人化検討委員会」報告書の政策目標の中期目標として「入所利用者を積極的に地域への移行を進めるべき」とした方針。	2002年11月県福祉事業団が「B施設コロニー解体宣言」。2004年2月知事は県内すべて入所施設の解体の表明。	調査後、今年度より「施設解体委員会」を立ち上げ検討を開始。
具体的数値目標	2007年までに入所者数を3割から4割程度縮減。新規入所者は受け付けず、数十年後に自然に消滅する予定。	2010年までに500人近い入所者全員を地域のグループホームに移行させ、施設を解体する予定。	調査時、生活訓練、治療訓練を行う通過施設としての入所施設の位置づけをやめ施設解体を決定。

8、今後の知的障害をもつ人の地域生活にとって必要な支援の在り方

(1)「本人」と「職員、地域の人」の対等な人間関係をつくるために

現在の生活状況の課題について、本人と職員、地域の人との人間関係は上下関係にあると先に述べた。本人と職員、地域の人が対等な人間関係を形成する（図2の②）ためにはどうすればよいのだろうか。

そのためにまず必要なことは職員の意識の変革である。つまり職員の再教育である。その内容は職員が自分の役割は今までの入所施設の職員とは異なる役割であると認識することである。新しい職員の役割とは以下の2点である。まず第1に職員は「本人の自己決定」の重要性を認識し、その決定を支援することが職員の役割だという自覚をもつことである。つまり生活に関するすべてのことはまず本人の希望が重視されるべきであり、職員の役割は本人の希望を叶えるために支援することなのである。あるいは希望がうまくいかず失敗したときに、一緒に次の方法を考えていくことなのである。決して本人抜きにその人の生活場所や日中活動の場を決定してはならない。また「規則」についても本人と話し合い、だれのなんのための規則であるのか。規則のもたらす功罪について本人をまじえて検討していく必要がある。第2の役割は、障害をもつ人が地域生活を送る意味について明確な認識をもつことである。障害をもつ人の殆どの方は、自分の希望で施設に入ったのではない。つまりこれまで自分の望まない隔離された生活を強いられてきたのである。そのこと事態が可笑しいのであって、障害をもつ人は地域に「いれてもらう」という存在ではない。つまり障害をもつ人を地域に合わせていくのではなく、障害をもつ人のありのままの姿を地域の人に理解してもらうように「障害をもつ本人」と「地域の人」をつなぐ取り組みをしていくことが職員の役割なのである。例えば自治会の会長や民生委員さん、子供会の会長さんなどをグループホームの食事に招く、一緒に遠足にでかけるなどの行事を企画して、時間を共にしながらありのままの姿を知ってもらうことが必要である。また本人の会の役割は、旅行やリクリエーションの企画だけでなく、地域で暮らしていてどのような点に生きにくさを感じているのか、自分たちの生活の質を向上させるためには地域の人とのどのような協力や理解が必要かについて話し合い、地域の人と意見交換できる場作りを意識しながら支援をしていくことも必要である。また障害の軽い人は重い人の声を代弁していくことも重要な本人の会の役割である。

さらに職員が障害をもつ本人を評価するのではなく、「障害をもつ本人」が「職員」を評価できるようなシステムをつくっていくことが重要である。そうすることで職員の果たすべき役割が行われているのかどうかを知ることができるだろう。

このように職員一人ひとりが地域生活支援についての意識をもつことが重要であるが、さらに現在の地域生活支援システムそのものに大きな問題があると思われる。今回の調査でB施設、C施設では地域で生活する本人たちのために「地域生活支援センター」を開設していた。このことは何を意味するだろうか。ひとつは、同じ法人が経営するため入所施設の職員が地域生活支援センターに異動する場合もあるし、また逆もある。これでは職員の意識はなかなか変えることができない。二つ目は本人の地域生活の状態は入所施設の職員にも知られることになる。つまり入所施設をもつ法人は、地域に本人たちを移行させた後も形を変え、その生活を把握している。このようなシステムが本人たちの生活の場、日中活動の場、余暇活動を本人抜きに勝手に決定してしまうという関係を生み出しているの

はないだろうか（図3）。

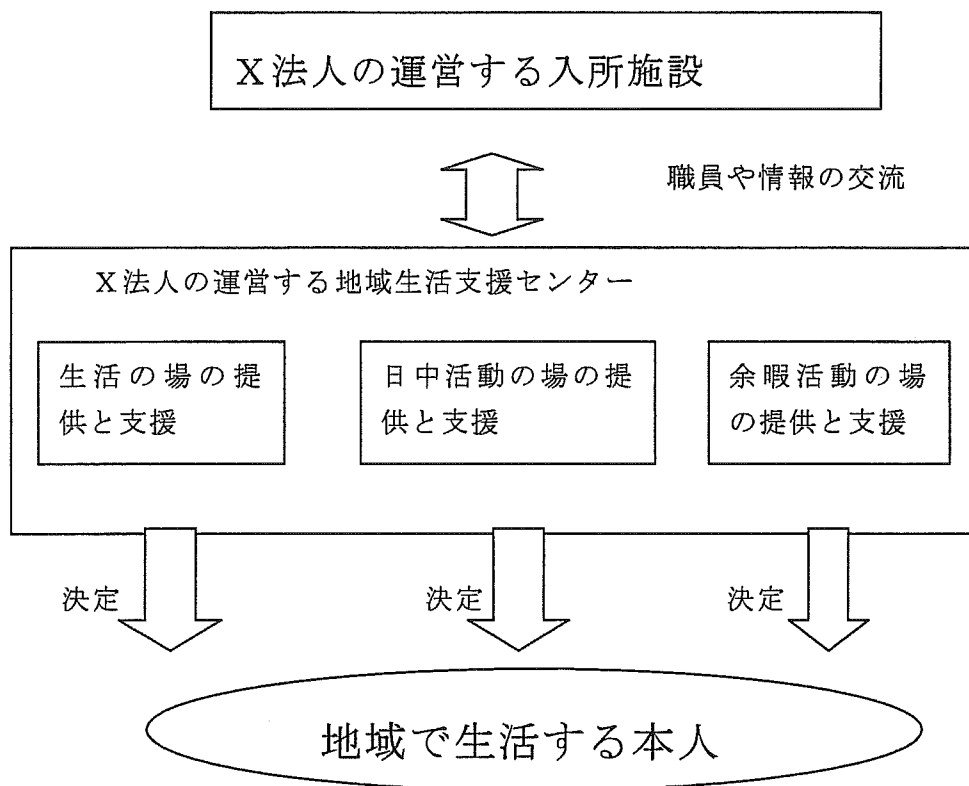


図3：現在の地域生活支援システム

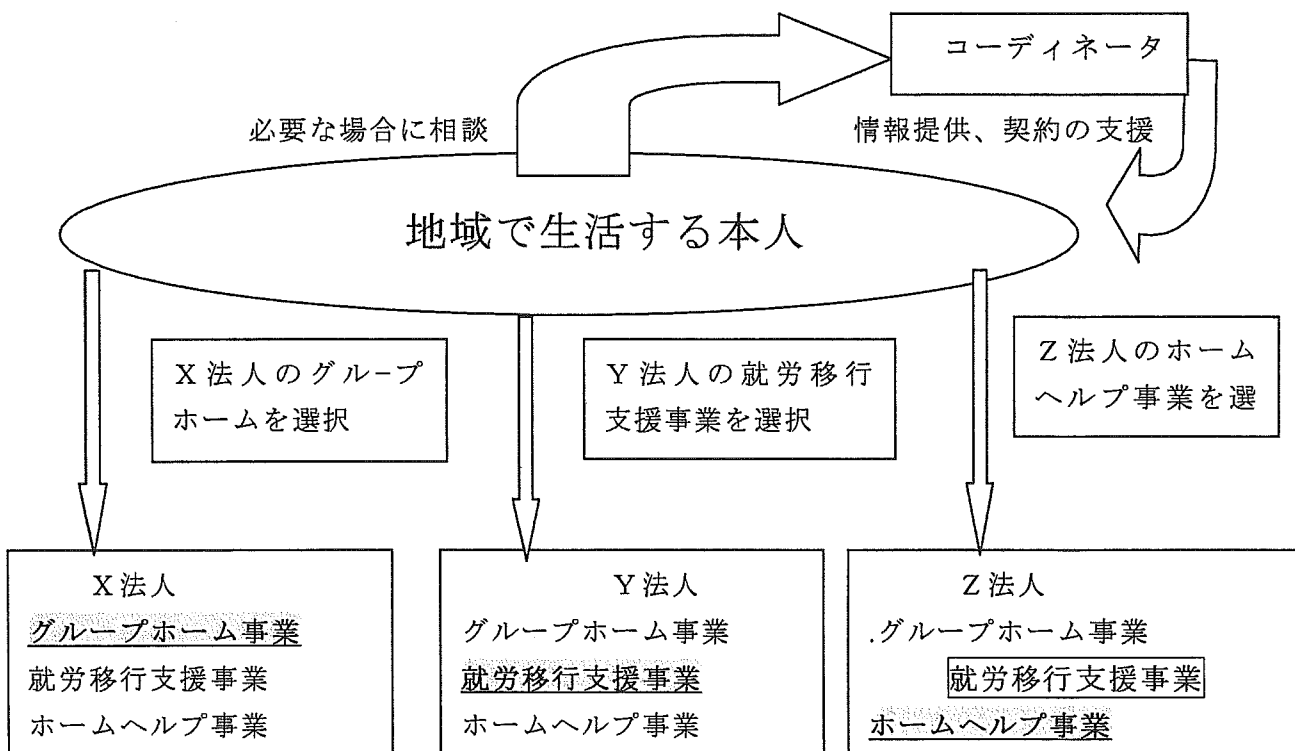


図4：今後の地域生活支援システム

以前は GH などを運営するためには、バックアップ施設が必要とされたが、現在は社会福祉法人だけでなく、NPO 法人や小規模社会福祉法人でも GH やデイサービス、ホームヘルプサービス（居宅介護等事業）が運営できるようになってきている。今後は、大きな 1 つの法人がなんでも提供をするという形態ではなく、さまざまな小規模な法人がさまざまなサービスを提供し、本人がその中から気に入った法人のサービス事業を選べるようにしていく必要がある。また各法人のサービス内容をよく理解するために、利用しているサービスを再検討するために、コーディネーターの存在が必要になってくる。本人がいくつかの法人が提供するサービスの内容を比較し、選択し、契約をする。また不満があれば解約し、別の法人のサービスを選択できるようになれば、本人と職員の関係も自然と変化していくと思われる。このようにさまざまな法人のサービスを利用していくようになると、本人が信頼し、不満や苦情を言いながら、一緒に生活の組み立てを考えていき、生活全体のコーディネイトと一緒にしていくコーディネーターの役割が重要になってくるだろう（図 4）。

（2）グループホームの生活での集団行動化を防ぐために

今回の調査で特に B 施設では、住まいの場所は地域に移行したものの、日中活動の場がなく、一人の職員や世話人がホームの住人 4 人全員をつれて散歩に行ったり、草取りをして 1 日を過ごしていた。「掃除、洗濯、ドライブ」など「やってみたい」が、職員に言っても、「危ない」「職員が足りない」「費用がない」などの理由でやらせてもらえないと答えた人が何人もいた。4 人に 1 人の職員や世話人ではグループホームにおいても結局は 4 人の集団生活になってしまい、一人ひとりのニーズは満たされない。今後グループホームでの暮らしを支えるためには、世話人は基本的な生活の支援をするが、一人ひとりの個別ニーズに答えていくためにホームヘルプサービスを積極的に使っていく必要がある。例えば家事援助サービスを利用して、掃除や洗濯、料理の方法を学んだり、移動介護サービスを利用して、通院や、散歩や買い物など外出、遊園地やカラオケ、コンサートなどの余暇を支援していく必要がある。（表 11）

表 11：今後のグループホーム（あるいはケアホーム）での支援の在り方

<p>世話人によるグループ全体へ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の食事の提供 ・ 利用者の望むサービス <p>金銭管理、起床時の声かけなど</p>	<p>ホームヘルプサービスによる個別支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家事援助サービスを利用した、掃除、洗濯、料理の方法を学ぶ支援 <p>ガイドヘルプサービスによる個別支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通院、外出・散歩などの余暇支援
---	--

すでに多くの市町村では支援費制度に移行後、このように日常的な世話人の支援にプラスして、ホームヘルプサービスを利用しているグループホームも多い。しかし支援費制度にはさまざまな課題が指摘され、すでに障害者自立支援法によって大きな改革がなされる予定である。自立支援法の中では基本的にグループホームやケアホームにホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスの利用を認めていないが、もしそのようになれば、GH に

においても集団行動を強いるような結果になってしまうであろう。

またホームヘルプの支給量に関しても、支援費制度では市町村の考え方や独自の給付基準に基づいていたため、市町村によって支給量に大きなばらつきがあったり、サービスそのものがない（例えば知的障害者へのホームヘルプサービスなど）市町村もあった。そのような課題の是正のためにケアマネジメントの仕組みが取り入れられる予定である。これによって多くの人サービスを利用できるようになればよいが、一方で障害が重いから多くのサービスが必要で、障害が軽いから少ないサービスでよいというような介護の考え方と、知的障害者の支援には違いがあることを認識しておく必要がある。例えば障害が軽くても単に掃除や料理を「やってもらう」支援ではなく、少しずつ方法を「学ぶ」支援を希望する人もいる。また外出に「介助」は不必要でも「見守り」支援をが必要な人もいる。いずれにしても今後グループホーム（あるいはケアホームにおいても）での生活が集団行動化するのを防ぎ、個別のニーズを満たすためには、世話人の支援に加えて、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用していくこと（表 11）が不可欠である。現在検討されている障害者自立支援法にもそのような考え方が盛り込まれるべきである。

（3）今後の地域生活サービス

私たちは、障害をもつ人の今後の地域生活について図 5 のような生活を可能にしてくようなサービス提供がなされていくことが望ましいと考えている。「生活の場」については入所施設や自立訓練棟は不必要で、成人になれば在宅からグループホームやアパートに移行し支援を受けながら生活すること、必要があれば実際に生活をはじめめるグループホームで、一緒に生活したいメンバーと自立生活のための練習をしていくことが大切である。「日中生活の場」としては、地域でのデイサービス、小規模授産施設、福祉工場、援護就労、一般就労、「余暇活動」としては地域でのサークル活動や移動介護サービスを用いた外出や旅行、「教育」としては、知的障害をもつ人のための成人教育、「経済」としては、年金の充実（少なくとも現在の倍額）、日中活動での所得保障、家賃補助、「話し合い」としては、本人の会を中心に、意見をまとめ、地域や行政にその意見を反映させ、政策決定に関わるようなセルフ・アドヴォカシーの理念に基づく話し合いの場、「対人関係」としては、友だちや地域・職場での仲間がいて、結婚や子育てが行えるような生活である。

このようなことを実現させるためには、さまざまなサービス提供機関が質の高い、バリエーションに富んだサービスを提供していかななくてはならない。さらにそのようなサービス提供を可能にするためには、日本の障害者福祉制度の金銭の流れの仕組みを変えていかなければならない。今回の障害者自立支援法の中では、以前に比べると「入所施設偏重」の予算枠組みを見直し、「地域生活」に対して重点が置かれてきて入るが、まだまだ不十分である。また入所施設の位置付けもあいまいなまま、親や本人は先行きの見えない状態に置かれている。地域で暮らす人たちが手厚いサービスを安心して長期間に渡って受けられるように、地域生活が本人たちにとってどれほど重要なことであるかを認識し、政治、経済、法律の仕組みを、入所施設から地域生活重視を基盤としたものに変えていかなければならない。

このような地域生活支援システムやサービスを提供し、本人が職員や地域の人と対等な人間関係をつくっていくことは、本人が「自分らしく」地域で生活するために欠かせない。